

工 事 条 件

- 1 工事により水路等を損傷したときは、直ちに届け出てその指示を受け、申請者の負担において原形に復旧すること。
- 2 工事等により第三者と紛争を生じたときは、申請者の責任において損害を賠償し、あるいは紛争を解決すること。
- 3 工事が交通に著しく支障を来たすとき、または水路維持管理上必要が生じたときは、条件を追加し、また変更することがある。
- 4 水路に設けた工作物、物件または施設は、本件工事完了後は春日井市に帰属するものとする。

ただし、乗り入れ・通路のための橋梁及び排水の吐口については、維持管理、復旧等に関し春日井市は責任を持たず、また費用も負担しないので、申請者もしくは利用者が管理及び負担すること。